

岩手県告示第691号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和7年12月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問リハビリテーション

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日	
名称	主たる事務所の所在地	名称		所在地		
		変更前	変更後			
医療法人中庸会	花巻市石鳥谷町中寺 林第10地割46番地	国民健康保険花巻市 石鳥谷医療センター	花巻市石鳥谷医療セ ンター	花巻市石鳥谷町八幡 第5地割47番地2	平成30年4月 1日	

2 通所リハビリテーション

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日	
名称	主たる事務所の所在地	名称		所在地		
		変更前	変更後			
医療法人中庸会	花巻市石鳥谷町中寺 林第10地割46番地	国民健康保険花巻市 石鳥谷医療センター	花巻市石鳥谷医療セ ンター	花巻市石鳥谷町八幡 第5地割47番地2	平成30年4月 1日	

3 介護予防訪問リハビリテーション

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日	
名称	主たる事務所の所在地	名称		所在地		
		変更前	変更後			
医療法人中庸会	花巻市石鳥谷町中寺 林第10地割46番地	国民健康保険花巻市 石鳥谷医療センター	花巻市石鳥谷医療セ ンター	花巻市石鳥谷町八幡 第5地割47番地2	平成30年4月 1日	

4 介護予防通所リハビリテーション

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日	
名称	主たる事務所の所在地	名称		所在地		
		変更前	変更後			
医療法人中庸会	花巻市石鳥谷町中寺 林第10地割46番地	国民健康保険花巻市 石鳥谷医療センター	花巻市石鳥谷医療セ ンター	花巻市石鳥谷町八幡 第5地割47番地2	平成30年4月 1日	